令和元年度旭川市農業委員会第３回定例農地部会議事録

１　開催日　　令和元年６月２５日（火曜日）

２　開催時間　　午後１時３０分開会　　午後２時閉会

３　開催場所　　旭川市９条通９丁目　旭川市職員会館３階　６号室

４　出席委員　　１９名

１番・宿谷　昌一	２番・鷲尾　　勲	３番・川上　和幸	４番・山口　喜松
５番・一宮　敏昭	６番・鹿野　直子	７番・松木　一幸	８番・笹田　文彦
９番・清水　利秋	１０番・髙倉　伸淳	１１番・石尾　卓也	１２番・滝川　岳雪
１３番・宮嶋　睦子	１４番・平　　克洋	１５番・吉田　　清	１６番・波能　　隆
１７番・柿木　和惠	１８番・鈴木　　剛	１９番・幅﨑　勝良	

５　欠席委員　　なし

６　事務局職員　　津村事務局長　　大谷農地係長　　清原農地係主査
　　長根農地係主任　　荒農地係主任　　武田農地係主任

７　傍聴人　　なし

８　議事録署名委員　　６番・鹿野　直子　　７番・松木　一幸

９　議事内容

⑴　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
⑵　議案第２号　農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
⑶　議案第３号　現地目証明願について
⑷　議案第４号　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請について
⑸　議案第５号　旭川農業振興地域整備計画について
⑹　報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
⑺　報告第２号　農地法第１８条の規定による通知について
⑻　報告第３号　あっせん候補者の登録について
⑼　報告第４号　農地所有適格法人の報告について

１０　議事録本紙

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまから，令和元年度旭川市農業委員会第３回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので，部会規則第８条の規定に基づき，本会は成立いたしております。

それでは，本日の議事録署名委員を指名いたします。

６番鹿野委員，７番松木委員の両委員を指名いたしますので，よろしくお願いいたします。

また，会議につきまして，発言の際は，議席番号を告げてから御発言願います。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，議事に入ります。

日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数は，所有権移転が２件であり，地区ごとの内訳は，永山地区で１件，東旭川地区で１件でございます。

それでは，内容について御説明いたします。

番号１番につきましては，譲渡人が共有する農地について，共有者の内１人の後継者である譲受人に贈与し，譲受人が農業に精励するものです。

番号２番につきましては，譲渡人が高齢のため，所有する農地を譲受人に売却し，譲受人が新規就農する案件です。

別添の農地法第３条調査書のとおり，いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（宿谷　昌一）　はい，１番宿谷です。

番号１番について補足説明します。

譲受人は，これまでも親が行う農作業に従事しており，農地取得後における農地の適正な利用に支障はないと考えますので，よろしくお願いします。

○委　員（鹿野　直子）　はい，６番鹿野です。

番号２番について補足説明します。

譲受人は，地域の農業者のもとで５年以上の農業従事者としての経験があり，農地取得後における農地の適切な利用に支障はないと考えておりますので，よろしくお願いします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号１番及び２番について，審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，議案第１号「異議なし」と認め，許可することに決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　続きまして，日程第２議案第２号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒　　主任）　事務局。

日程第２議案第２号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数は，賃借権等設定が３２件です。

地区ごとの件数といたしましては，東鷹栖地区が１件，江神地区が１２件，西神楽地区が４件，東旭川地区が１５件となっております。

集積面積は，９９．０４ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，この議案の中で，議事参与の制限がある案件がございますので，先に審議いたします。

賃借権等設定の番号５番につきましては，清水委員に関係がありますので，部会規則第１１条「議事参与の制限」の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

○委　員（清水　利秋）　（退席）

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，事務局から説明いたします。

○事務局（荒　　主任）　事務局。

それでは，内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号５番につきましては，期間更新案件であり，借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては，旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し，利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委　員（一宮　敏昭）　はい，５番一宮です。

５番につきましては，期間満了に伴う再設定の案件であり，借主の農業経営及び地域農業の振興に資するものでありますので，よろしくお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号５番について審議願います。
御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，賃借権等設定の番号５番について異議なしと認め，計画を決定いたします。

○委　員（清水　利秋）　（着席）

○議　長（鈴木　　剛）　清水委員が関係する案件につきまして，決定をいたしました。
続きまして，賃借権等設定の番号１２番の案件につきましては，一宮委員に関係がありますので，部会規則第１１条「議事参与の制限」の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

○委　員（一宮　敏昭）　（退席）

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，事務局から説明いたします。

○事務局（荒　　主任）　事務局。
それでは，内容について御説明いたします。
賃借権等設定の番号１２番につきましては，期間更新案件であり，借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましても，先程の案件と同様，旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し，利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委　員（清水　利秋）　賃借権等設定の番号１２番について，補足説明します。
番号１２番につきましては，期間満了に伴う再設定の案件であり，借主の農業経営及び地域農業の振興に資するものであり，何ら問題ありませんので，よろしくお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号１２番について審議願います。
御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，賃借権等設定の番号１２番について異議なしと認め，計画を決定いたします。

○委　員（一宮　敏昭）　（着席）

○議　長（鈴木　　剛）　一宮委員が関係する案件につきまして，決定をいたしました。

続きまして，賃借権等設定の番号１４番の案件につきましては，波能委員に関係がありますので，部会規則第１１条「議事参与の制限」の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

○委　員（波能　　隆）　（退席）

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，事務局から説明いたします。

○事務局（荒　　主任）　事務局。

それでは，内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号１４番につきましては，貸主が稼働力不足のため一部貸し付ける案件であり，借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても，先程の案件と同様，旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し，利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委　員（宮嶋　睦子）　はい，１３番宮嶋です。

賃借権等設定の番号１４番について，補足説明します。

番号１４番につきましては，貸主が稼働力不足のため，借主に一部貸し付ける新規設定の案件であり，借主の農業経営及び地域農業の振興に資するものでありますので，よろしくお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号１４番について審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，賃借権等設定の番号１４番について異議なしと認め，計画を決定いたします。

○委　員（波能　　隆）　（着席）

○議　長（鈴木　　剛）　波能委員が関係する案件につきまして，決定をいたしました。

引き続き，他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒　　主任）　事務局。

それでは，内容について御説明いたします。

議事参与制限の３件を除いた賃借権等設定２９件の内訳につきましては，期間更新案件が２１件，解約再設定案件が１件，借主変更案件が２件，新規賃借権設定案件が５件となっております。

以上，２９件の計画につきましても，先ほど御審議いただいた３件の案件と同様，旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し，利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，賃借権等設定番号１番ないし４番，６番ないし１１番，１３番，１５番ないし３２番について審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，議案第２号「異議なし」と認め，計画を決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　続きまして，日程第３議案第３号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根　主任）　事務局。

日程第３議案第３号「現地目証明願について」を御説明いたします。

東鷹栖地区で２件，西神楽地区で１件，江神地区で１件，東旭川地区で３件の，合計７件の願い出がありました。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，この議案の中で，議事参与の制限がある案件がございますので，先に審議いたします。

番号６番につきましては，鹿野委員に関係がありますので，部会規則第１１条「議事参与の制限」の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

○委　員（鹿野　直子）　（退席）

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，事務局から説明いたします。

○事務局（長根　主任）　事務局。

それでは，内容について御説明いたします。

番号６番につきまして，願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は，表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第１１条に基づき提案いたしますので，御審議をお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（髙倉　伸淳）　はい，１０番髙倉です。

番号６番について，補足説明します。

番号６番につきましては，従前から山林となっていたため，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号６番について審議願います。
御意見，御質問はございませんか。
（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，番号６番について「異議なし」と認め，証明することに決定いたします。

○委　員（鹿野　直子）　（着席）

○議　長（鈴木　　剛）　鹿野委員に関係する案件につきまして，決定をいたしました。
引き続き，他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（長根　主任）　事務局。
それでは，内容について御説明いたします。
議事参与の１件を除いた６件につきまして，願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は，表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。
以上６件につきましても，先程御審議いただいた案件と同様，現地目証明事務処理要領第１１条に基づき提案いたしますので，御審議をお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。

○委　員（松木　一幸）　はい，７番松木です。
番号１番及び２番について，補足説明します。
番号１番につきましては，従前から雑種地となっており，雑木が繁茂していたことから農採地以外と判断しました。
番号２番につきましては，従前からの宅地であり，住宅１棟及び車庫１棟があることから，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いいたします。

○委　員（吉田　　清）　はい，１５番吉田です。
番号３番について，補足説明します。
番号３番につきましては，従前から山林及び宅地の一部となっていることから，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いいたします。

○委　員（清水　利秋）　はい，９番清水です。
番号４番について，補足説明します。
番号４番につきましては，従前から山林となっていたことから，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いいたします。

○委　員（石尾　卓也）　はい，１１番石尾です。

番号５番について，補足説明します。

番号５番につきましては，従前から宅地であったため，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いいたします。

○委　員（髙倉　伸淳）　はい，１０番髙倉です。

７番について，補足説明します。

７番につきましては，従前から山林となっていたため，農採地以外と判断しましたので，よろしくお願いいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，番号１番ないし５番及び７番について審議願います。

御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，議案第３号「異議なし」と認め，証明することに決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　続きまして，日程第４議案第４号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

日程第４議案第４号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請について」を御説明いたします。

本件は，市民農園の開設に伴い，特定農地貸付けに係る承認申請があったものです。

当該市民農園に関しましては，平成２６年度旭川市農業委員会第３回定例農地部会において承認された後，平成２８年度旭川市農業委員会第４回定例農地部会において，規模縮小に係る変更が承認されています。

今回は，農地所有者の死亡に伴い，相続により土地の所有権を取得した申請者が，引き続き当該市民農園の開設を計画しているものです。

市民農園の事業計画につきましては，開設規模が，１区画当たり４９㎡が６区画であり，貸付期間は１０か月間となっています。

１区画当たりの利用料は５，２５０円であり，旭川市のホームページや掲示等により利用者を募集することとなっています。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」では，農業委員会は，特定農地貸付けを行おうとする者から承認申請があったときは，その申請が，申請地の周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て，適切な位置であって，妥当な規模を超えないものであり，募集及び選考の方法が公平かつ適切なものであって，貸付期間や貸付条件及び貸付けに係る農地の適切な利用を確保するため

の方法が，有効かつ適切なものであるときは承認することとなっておりますので，本承認申請についての御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，議案第４号について審議願います。

御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，議案第４号「異議なし」と認め，承認することに決定いたします。

○議　長（鈴木　　剛）　続きまして，日程第５議案第５号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田　主任）　事務局。

日程第５議案第５号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

議案第５号及び議案第５号資料を御覧ください。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては，農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２において，「市町村長は農業委員会の意見を聴くものとする。」とされており，農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や，農地の利用関係の調整等において重要な役割を担っているため，旭川市長からこの計画変更についての意見を求められているものです。

今回につきましては，編入が８件，除外が３件，マスタープランの変更が１件となっておりますので，御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　それでは，議案第５号について審議願います。

御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がありませんので，議案第５号「異議なし」と認め，計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議　長（鈴木　　剛）　引き続き，報告案件について進めてまいります。

日程第６報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」ですが，これにつきましては，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

日程第６報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」は

，東鷹栖地区で１件，西神楽地区で２件，永山地区で１件，東旭川地区で１１件の，合計１５件の届出がありました。

届出の内訳としましては，すべて相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして，旭川市農業委員会事務局規程第７条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，報告第１号を終わります。

○議　長（鈴木　　剛）　次に，日程第７報告第２号「農地法第１８条の規定による通知について」ですが，これにつきましても，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根　主任）　事務局。

日程第７報告第２号「農地法第１８条の規定による通知について」は，農地の賃貸借に係る合意解約の通知が，江神地区で１件，東旭川地区で１件の，合計２件あり，これらにつきましては，旭川市農業委員会部会長専決規程第２条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，報告第２号を終わります。

○議　長（鈴木　　剛）　次に，日程第８報告第３号「あっせん候補者の登録について」ですが，これにつきましても，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原　主査）　事務局。

日程第８報告第３号「あっせん候補者の登録について」は，西神楽地区で１件の申出があり，議案の名簿登録年月日の日付で登録を行い，旭川市農業委員会部会長専決規程第２条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，報告第３号を終わります。

○議　長（鈴木　　剛）　次に，日程第９報告第４号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から説明いたします。

○事務局（武田　主任）　事務局。

日程第９報告第４号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

本件について報告書の提出があった法人は，１番から１１番までの１１法人です。

これらの法人につきまして，別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり，形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（鈴木　　剛）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はありませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（鈴木　　剛）　発言がございませんので，報告第４号を終わります。

○議　長（鈴木　　剛）　以上で，本日の提出案件審議は，全て終了いたしました。

これをもちまして，令和元年度旭川市農業委員会第３回定例農地部会を閉会いたします。